

これからの更生保護事業に関する有識者検討会（第4回）議事録

1. 日 時 平成30年8月28日（火）午前10時から正午まで

2. 場 所 法務省4階会議室

3. 出席者

（座長）横田尤孝（弁護士・元最高裁判所判事）

（座長代理）安部哲夫（獨協大学法学部教授）

（構成員）伊藤富士江（上智大学総合人間科学部教授）

今福章二（法務省大臣官房審議官）

坂井文雄（全国更生保護法人連盟理事長）

田中常弘（更生保護法人富山養得園理事長）

谷口太規（弁護士）

藤野京子（早稲田大学文学部教授）

森山秀実（更生保護法人東京実華道場

更生保護施設ステップ竜岡施設長）

湯川智美（社会福祉法人六親会常務理事）

4. 要 旨

（1）これまでの更生保護事業に関する検討会による提言のうち残された課題及び本検討会における今後の検討課題についての整理

【入所者のマッチングについて】

・更生保護施設ごとにここではこのような処遇ができるといったことを提示していただき、その中でマッチングの合った人を送るといった作業をすると、更生保護施設も私たちはここを一生懸命やっていますということを強みにしながらやっていけないのではないかと思う。更生保護施設の振り分けの段階で処遇方針を示した上で、更生保護施設ごとの強みを活かして処遇をメニュー化し、そのメニューに合った対象者を一定数確保できるようになると更生保護法人も少しは楽になるように思う。

【更生保護施設における労務環境について】

・職員の労働条件を整えることが重要であり、そこから処遇の充実など色々な付加価値が付いていくのだと思う。更生保護施設は、まずはそこから始めないといけないのではないかと強く感じている。

・薬物処遇のように専門的な処遇であっても、寝食をともにする補導職員がやるべきというポリシーを更生保護法人として掲げるのであれば、少年院のOBや、心理の分野に明るい人、矯正施設の退職者も職員として活用できると考える。一方、薬物プログラムを日中にやるならば、少年鑑別所における地域援助を活用すると、アセスメントなどで専門の人が入ることになり、効果

的ではないかと思う。もし、プログラムを夜間にするとなると残業が発生するため、年金受給者等のOBを活用して経費を抑えていくのが効率的であろう。少年院でも既に薬物のプログラム等は始めているため、そこで勤務する職員を非常勤で雇うことも検討できると考える。

- ・労働関係法令の遵守について、改めて、更生保護法人も考えていかなければならない。いわゆるブラック企業として経営していくわけにはいけないので、制度上の問題点について整理して更に突き詰めて検討していくことが必要だと考える。
- ・更生保護施設においては、職員の過重労働によって現在の勤務体制が成立しているのも現状であり、近年職員の年齢や質が変わりつつあることから、労務上の課題が浮き彫りになってきているように感じる。
- ・このような問題が、社会福祉法人より単価が低いからなのか、施設規模によるものなのか、経費の支給の仕組みが異なるからなのか、様々な要因が考えられるが、いずれにせよ社会福祉法人に近づける方策を執らないと更生保護事業は成り立たなくなってしまうことが危惧される。

【更生保護事業における委託費構造について】

- ・かつては、生活保護法に基づく更生施設の職員定員や給与についてその都度把握し、同規模の更生保護施設と比較して不足額がある場合にはその額を埋めるとというのが基本的な予算要求の方針であった。他方、更生保護施設の刑事政策的な機能の発揮という観点からは、福祉とは異なる更生保護事業独自の要素についても対応する必要性が生じ、その一例が自立困難者加算であろう。また、大都市と地方とで入所者数の差もあり、地方には自立困難者加算の対象となる者が少ないなどの問題もある。
- ・この20年で更生保護施設の基準職員が2人増えたものの、最も平均的な規模である20人定員の施設で100%収容したとしても、増員後の職員定員である5名分の給与を十分に支払える委託費は支給されない構造になっており、また、収容率に応じて支払われる仕組みであるといった、委託費の構造の問題は未だにある。委託費の仕組みがあまりにも画一的・硬直的である一方、福祉の方は一層充実した制度へと変容しており、改めて福祉側の良いところを更生保護へ取り込むことが今求められているように感じている。

(2) 地域における更生保護事業の展開に必要な関係機関との連携強化についての検討

田中構成員及び谷口構成員から地域社会における関係機関との連携の在り方に関する発言がなされた。

【他機関連携の在り方について】

- ・地方における他機関連携という点では、保護観察所に積極的に協力していた

だかないとなかなか進まないものと思う。更生保護施設や更生保護協会が主体となって協働して更生保護支援ネットワークのようなものの立ち上げを図る必要があると考える。

- ・ 更生保護施設には様々な関係団体との個別の協力関係を既に築いているところもあるため、関係団体を引き込むという形で協議会を開催すれば、段々連携団体を拡大していくことも可能になる。まずは更生保護施設がその中心的役割を担い、ネットワークの構築を進めていくことが必要だと思っている。日本更生保護協会が助成している都道府県更生保護センターもでき上がってきており、それに参画する形でネットワークを構築し始めても良いのではないか。
- ・ 更生保護施設に社会生活上全てにわたって総合的な面から相談窓口を設けることが求められているが、これを自立相談支援事業という形で事業化できないか。地域と連携する場合には事務局を設置する必要があり、コーディネーターとして取りまとめをする役割を担うこの事務局を相談窓口と一体化して進めていくこともできないか。
- ・ 更生保護施設がネットワークの中心となる在り方は、そのための人、場所、資金が十分ではないという場合に、外部のリソースを活用することも考えて良いのではないかと思う。たとえば、法テラスのスタッフ弁護士達に更生保護施設と連携しながらコーディネーター的役割を担ってもらい、地域との取組を強化していくことも考えられるのではないか。
- ・ 地方公共団体における再犯防止の取組の動きの中でうまく更生保護施設が関わり、更生保護施設が事務局を担いつつ、地方公共団体が資金を拠出するという仕組みも実現し得るのではないか。

【その他】

- ・ 少なくとも法律に記載されている以上は、更生保護に関する調査・研究の取っかかりになるようなものは始めた方が良いのではないか。データを広く公開し、更生保護の分野で何が有効で、これから刑務所出所者が減っていく中で更生保護事業の在り方がどうあるべきかということデータを基づいて判断していくべきであると思われるため、法務省においても研究助成事業が行われると良いだろう。
- ・ 更生保護施設の強みと専門性に特化していくような方向にし、ただしその場合には、その施設の経済的安定性を確保していくための基礎給付のようなものをセットにしていくという予算構造にすることは不可欠だと考える。
- ・ 地域コミュニティとの連携を考えるのであれば、コーディネーターの役割を果たす人材は重要であり、コーディネーターに対する給付の仕組みと人材養成については、共通基盤でやっても良いと考える。刑務所にいる段階で対象

者のニーズをアセスメントして各更生保護施設に人が分散されるように、収容率が安定するところまでを国が行い、アセスメントと人員配置のコーディネーター的な部分、全国の対象者の支援や養成を国が担うような在り方もあり得るのではないか。

- ・更生保護施設のネットワーク作りの関係で、保護司が中心となっている更生保護サポートセンターとバッティングするような面が出てくる懸念がある。サポートセンターは国からの支援を受けているものなので、そこにどう上手く入り込むかを考えていくべきであり、都道府県にしてもネットワークの立ち上げにどのように関与していくかという点が少し不安に感じる。